

兵庫県認定こども園審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県認定こども園審議会規則（平成26年兵庫県規則第34号）第4条の規定により、兵庫県認定こども園審議会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の7日前までに委員及び議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(会議の開催の公表)

第3条 会議の開催は、事前にインターネット等により公表するものとする。公表後に変更が生じた場合も同様とする。

2 公表する内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

(会議の公開)

第4条 会議は公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 前項ただし書きによる会議の非公開については、審議会において決するものとする。
- 3 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第5条 会議を開いたときは、議事の概要を作成する。

2 議事の概要は公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに、前条第1項ただし書きに該当する事項は除く。

(代理出席)

第6条 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、委員は、会議が開かれる前に委任状（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。
- 3 前2項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(委員及び議事に関係のある臨時委員以外の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

附 則

この規程は、平成26年11月5日から施行する。

(様式第1号)

委 任 状

平成 年 月 日

兵庫県認定こども園審議会会長

様

(申 請 者)

住 所 _____

所属・役職名 _____

氏 名 _____ 印

私は、兵庫県認定こども園審議会運営規程第5条の規定に基づき、下記の者を代理人と定め、平成 年 月 日開催の兵庫県認定こども園審議会に関する職務を委任します。

記

(代 理 人)

住 所 _____

所属・役職名 _____

氏 名 _____ 印